

東大阪市森林整備計画

計 画 期 間

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

東大阪市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	11
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域及び当該区域内における施業の方法	15
3	その他必要な事項	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	16
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための 方策	17
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5	その他必要な事項	17

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	17
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	18
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	18
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	18
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3	作業路網の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	18
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
III	森林の保護に関する事項	19
第1	鳥獣害の防止に関する事項	19
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	19
2	その他必要な事項	19
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	19
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	19
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	20
3	林野火災の予防の方法	20
4	放置竹林の対策の方法	20
5	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	20
6	その他必要な事項	20
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	21
1	保健機能森林の区域	21
2	保健機能森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法に関する事項	21
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	22
V	その他森林の整備のために必要な事項	22

1	森林経営計画の作成に関する事項	22
2	生活環境の整備に関する事項	22
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	22
4	森林の総合利用の推進に関する事項	22
5	住民参加による森林の整備に関する事項	22
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	23
7	その他必要な事項	23

I 伐採、造林、保育、その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

東大阪市は大阪府のほぼ中央に位置し、西は大阪市、南は八尾市、北は大東市、東は生駒山系の稜線で奈良県と接している。

また、生駒山系を源として数多くの小溪が発達しており、東から恩智川、第二寝屋川、長瀬川等が北部を流れる寝屋川を通じて大阪湾に流入している。

本市の総面積は 6,178 ヘクタールであり、うち森林の面積は 1,007 ヘクタールで、市域の 16.3%を占めている。

東大阪市内では依然として都市化が進んでおり、市街化区域は 80.6%に達し、山麓部にまで市街地が及んでいる。そういった中で、生駒山の森林は市内においてまとまったみどりの存在する貴重な地域であり、市民がみどりと触れ合える貴重な場である。また生駒山は生き物にとっても生息地として重要な役割を果たしている。現在、生駒山は全域にわたり、近郊緑地保全区域及び金剛生駒紀泉国定公園に指定されており、法的な森林保全が行われている。しかし、これまで里山林として継続的に利用されることで適切な管理がなされてきた生駒山は、人の手が入らなくなったことによる荒廃が進み、森林の持つ公益的機能の低下が問題となっている。

また、生駒山はレクリエーション利用の拠点となる府民の森が 3 ヶ所整備されていることや、市街地から府民の森へのアプローチルートとして多くのハイキング道が整備されていることもあり、市民にとって貴重な癒しの場、リフレッシュの場として活用されている。

今後は森林に対する市民のニーズを踏まえ、適切な森林管理を行う方策を考えていかなければならない。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林機能ごとの目指すべき姿は、下記の通りである。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目標とする。

② 山地災害防止/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目標とする

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っている等遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目標とする。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林を目標とする。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により

構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目標とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては、大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて、指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

また、森林に対する要請の多様化に対応できるよう、東大阪市の森林をⅠ－Ⅱ－(1)の通り7つに区分し、各機能に応じた森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策を定め、森林資源の維持増進を推進することとする。

① 水源涵養機能

生駒山では、小溪が発達しており、山麓部には農業用水に利用される溜め池も多く存在する。このことから、河川の流量を調節し、洪水の防止または各種用水の確保を図るための機能が重要視される森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根の発達を促す施業を基本とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

② 山地災害防止/土壌保全機能

生駒山は、傾斜30°から40°という急峻な地形をしているため、適切な管理がなされていない荒廃した森林内では表面侵食や崩壊による土砂の流出の危険がある。このことから、森林の持つこのような被害を防止するための機能が重要視される森林は、山地災害防止/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、天然力も活用し、下層植生や樹木の根の発達を促す施業を基本とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び回避を図ることとする。

③ 快適環境形成機能

生駒山は、居住地域の近くに位置している。このことから、騒音や粉塵等の影響を緩和する役割、気温や湿度を調整する等生活環境保全の機能が重要視される森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進

することとする。

具体的には、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

④ 保健・レクリエーション機能

生駒山には、ハイキングコースや府民の森があり、みどりと触れ合うことの出来る貴重な場である。このような、憩いや学びの場としての機能が重要視される森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の整備及び保全を図る等の多様な森林整備を推進することとする。

⑤ 文化機能

生駒山には、寺社や古墳等が点在している。このことから、それらと一体となり自然景観等を形成する森林は、自然的景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、郷土樹種や花木の植栽等による美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

⑥ 生物多様性保全機能

生駒山は、まとまったみどりの存在する場として多種多様な生物の生息・生育の場である。このような、地域の生態系や生物多様性を保全する機能が重要視される森林は、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、野生生物のための回廊の確保や、択伐施業による複層林化や針広混交林化等、地域の生態系に配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林かつ効率的な森林施業が可能な森林は、木材等資産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、森林の健全性を確保し、適切な保育及び間伐を推進することを基本とする。また、府内でも木質バイオマス発電施設の整備が進んでいることから、燃料としての需要拡大が見込まれている木質チップ材に対して、未利用間伐材の活用を促進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業に関して、東大阪市においては森林をかつてのように資源として利用することがなくなっており、適切な管理が行われなくなっている。このような状況の中で森林所有者の力だけでは健全な森林の育成には限界が見られる。花木の植栽等による景観林等の多様な森林への誘導や放置森林の解消を図るためには、森林所有者の自助努力だけでなく、森林を地域の環境財と捉え、地域社会で支えていく必要がある。

そのため、企業・団体・森林ボランティア等多様な主体による森づくりをサポートする等、多様な手法による市民協働の森づくりを推進する。また、多様な主体が情報や意見の交換を行いつつ、楽しみながら森林管理を行い、持続性のある行動に結び付けていくための仕組みづくりを通じ、東大阪の森づくりを推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要な樹種の立木の標準的な伐期齢は、表－1に定めることとする。

表－1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
東大阪市域	40 年	45 年	35 年	45 年	10 年	15 年

なお、標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるためのものではない。主要樹種ごとに表－1に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討する。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹を伐採する場合は、適切な林齢において計画的かつ効率的な伐採を進める。また、伐採にあたっては地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方針に関

する指針に基づき、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることとして、伐区の分散、保護樹林帯の設置等に努めることとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

「皆伐」

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮する。さらに、伐採面積に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

「択伐」

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下の伐採とする。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に際しては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 伐採に当たっては、上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行う。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

３ その他必要な事項

該当なし。

第２ 造林に関する事項

１ 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

（１） 人工造林の対象樹種

適地適木を旨とし、人工造林の対象となる主要な樹種は、表－２に定めることとする。また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

なお、樹種は、必要に応じて郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、多様な森林の整備を図る観点から、画一的な樹種の造林とならないよう留意し、景観の保全及び生物多様性の保全等のため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

表－２ 人工造林の対象樹種

人 工 造 林 の 対 象 樹 種
スギ・ヒノキ・マツ類・クヌギ・コナラ・ケヤキ・ヤマザクラ等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は表－３によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

また、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

表－３ 標準的な植栽本数

樹 種	仕立ての方法	植栽本数（本/ha）	備考
ス ギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	

注）植栽本数を減じる場合は、スギ：1000 本/ha、ヒノキ：1500 本/ha を下限とする。

イ その他人工造林の方法

地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法は、表－４に定めることとする。

表－４ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等が多い場合には、必要に応じて棚積み等の処理を行う。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植付け、踏つけを行い活着率の向上を図る。苗木は林地に均一に植付ける。
植栽の時期	植栽は春先に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採年度の翌年度の初日から起算し5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象となる主要な樹種は、表―5に定めることとする。なお、天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

表―5 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類・クヌギ・コナラ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ・コナラ等

注) ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあつては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。また、更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が概ね表―6に示す本数以上で完了しているものとする。なお、天然更新の標準的な方法は、表―7に定めることとし、林床等の状況から天然稚樹の発生・育成が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うこととする。

表－6 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数 [本/ha]	立木度	更新完了の基準となる本数 [本数/ha]
スギ、ヒノキ、マツ類・ク ヌギ・コナラ等	10,000	3	3,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

表－7 天然更新の標準的な方法

区分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササ等の下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	目的樹種のぼう芽の発生状況を勘案し、伐採後2～3年以内に優勢な萌芽を3本程度残すように行うこととする。

ウ その他天然更新の方法

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る必要がある。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めることとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合
1の(1)による。

イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)のアによる。

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、表-8に定める。

表－8 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐の実施すべき標準的な林齢（年）				備考
			初回	2 回目	3 回目	4 回目	
ス ギ	中仕立て	3,000	16	21	31	(40)	
	密仕立て	4,000	16	20	24		
ヒノキ	中仕立て	3,000	18	23	35	(45)	
	密仕立て	4,000	18	23	29	35	

注) () 内は長伐期大径材生産を目標とした場合である。

除伐後、樹冠が過密状態になったとき第1回目を行い、伐期までに2～4回行うものとする。間伐木の選定は林分構造の適正化を図るような形質不良木等に偏ることなく行うものとし、間伐率は本数割合で2～3割程度（初回は3割程度）とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることとする。なお、保育の作業種別の標準的な方法は、表－9に定めることとする。

また、市内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林で、これらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

表－9 保育の作業種別の標準的な方法

保育の 種類	樹種	実 施 す べ き 標 準 的 な 林 齢 及 び 回 数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△								
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△							
つる切 り	スギ						○	○	○							
	ヒノキ							○	○	○						
除伐	スギ									←	○	→				
	ヒノキ											←	○	→		

注) △は必要に応じて行う。

ア 下刈り

上長成長を開始して雑草木類との競合が始まる時期から、雑草木から十分抜け切

る時期まで1～2回行い、実行時期は6月上旬～9月上旬とする。

イ つる切り及び除伐

下刈り後3～5年間は、つる切り及び徐伐を行う。徐伐は、目的樹種の生育が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象として、発育不良木、被害木等について実施する。なお、この場合急激な環境変化を生じないように配慮するとともに、目的外樹種であっても、有用なものは残し育成する。

ウ 枝打ち

林分の樹冠閉鎖後、間伐の実行前に立木の生育に支障のない程度に行い、実行時期は11月～3月とする。

エ その他必要な事項

病害虫の被害が発生した場合には、早期駆除に努めること。

3 その他必要な事項

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり

イ 施業の方法

水源涵養機能維持増進森林は林班6であるが、他の公益的機能別施業森林と区域が重複しているため、「伐期の延長を推進すべき森林」は該当なしとする。

① 水源涵養機能維持増進森林期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮

小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、根系の発達を確保することを旨として定める。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表 1 のとおり

イ 施業の方法

アの森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表 2 に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹（ただしコナラを除く）
全域	80 年	90 年	70 年	90 年	20 年	30 年

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、十分な根系の発達を確保する。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、大気浄化、防音、防風のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る等の施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。

別表 1 公益的機能別施業森林の区域の設定

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6	102
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	全域	1,007
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0

別表 2 公益的機能別施業森林の施業の方法

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	0
長伐期施業を推進すべき森林	全域	1,007
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	0
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	0

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

区域の設定

木材等生産機能維持増進森林は、材木の生育状況から安定した木材生産が見込まれ

るとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を別表３のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し定める。

別表３ 効率的な森林施業が可能な森林

区 分	森林の区域	面積（ha）
木材等生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	—

（１） 施業の方法

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

３ その他必要な事項

該当なし。

第５ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１ 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（1） 区域の設定

設定なし

（2） 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

（1） 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

広報等により、森林病虫害等による被害の早期発見、早期駆除に努め、公益的機能の低下を防ぐ。

特にナラ枯れ被害については、歩道沿いや人家裏等、人的被害の恐

れのある箇所を優先して対策を実施する。また、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者等と協力して伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

(2) その他

大阪府や各市町村、森林組合等で組織する「生駒山系森づくりサポート協議会」において、連携を強化することにより森林病虫害等による被害の未然防止と軽減に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）

鳥獣による被害対策について森林所有者への普及啓発に努める等鳥獣による森林被害の軽減を図る。

3 林野火災の予防の方法

看板の設置等の啓発活動により火の取扱いに対して注意喚起を図り、地元消防署や消防団との連携強化により予防に努める。

4 放置竹林の対策の方法

近年、里山林や人工造林地などに竹が侵入し、従来の植生を破壊するなど、森林の持つ多面的機能や生物多様性の低下、山腹崩壊等を引き起こす放置竹林の拡大が問題となっている。放置竹林の拡大を防ぐため、企業、森林ボランティア等による竹林整備を促進するとともに、竹資源の新たな活用策について検討するなど、利用促進に努める。

5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

東大阪火入れに関する条例（昭和 60 年 4 月 1 日 東大阪市条例第 13 号）に則り実施することとする。

6 その他必要な事項

該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域は、表－10 に定めることとする。

表－10 保健機能森林の区域

森林の所在		森 林 の 林 種 別 面 積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
上六万寺町	12－12	4.01	0	3.41	0.61	0	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

表－11 造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
造林	多様な樹種や郷土樹種を主とした林木が適当な間隔で配置されるように配慮する。
保育	多様な動植物が生息できる良好な環境を保全するため、適正な維持管理に努める。
伐採	人工林施業を行う場合には、1 伐区当たりの面積を小規模に抑え、伐区を分散させること等により、当該機能が低下しないように配慮する。また、長伐期の人工林施業の導入を図り、伐採種は択伐あるいは小面積の皆伐とする。
その他	必要に応じて森林保健施設の整備を図る。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

保健機能森林の区域内における森林保健施設の対象は、表－12 に定めることとする。

表－12 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
東大阪市立野外活動センター（自由の森なるかわ） （平成 5 年 2 月着手、平成 9 年 5 月整備済み）

（2） 立木の期待平均樹高

特になし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

東大阪市内の森林では、かつては薪や落ち葉を燃料や肥料としていたため、地域住民による継続的な利用がなされ、それを通じて適切な森林整備がなされてきた。しかし今日ではそのような森林資源の利用がなされなくなってきたため、適切な施業、管理をおこなうことが出来ず、市内森林の荒廃を招いている。

一方で市民は森林が有している有形無形の恩恵に預かることで、快適な生活環境を享受している面も多く、森林所有者のみならず市民の協力を得ながら森林の整備を図る必要がある。

東大阪市では平成 17 年度より「森林ボランティア入門講座」を実施し、森林ボランティアの育成に取り組み、平成 23 年度からは、卒業生を主体としたボランティア団体が結成され、市内の森林保全活動に取り組んでいる。

今後、このように多様な主体が連携しながら、協働して森づくりを行っていくことの出来る仕組みづくりを推進する。

さらに、近年頻発する集中豪雨等により山地災害の危険性が高まっていることを踏まえ、地域住民の減災意識を高めていく取組みも推進していく。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

森林との関わりの少ない下流域の住民にも森林についての理解や興味を深めってもらうため、森林整備活動への参加、学習会等の機会を積極的に提供していく。このようにして上下流域の住民がともに森づくりに参加し、公益的機能が十分に発揮できるよう、適切な森林管理を行うことの出来る仕組みづくりを推進する。

(3) その他

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

7 その他必要な事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

参考資料

市町村森林整備計画概要図